## 収支報告書



令和3年分 開催分)

								•		1011 1年2777
(ふりが	な)	さがえしんぷうかい				政治	台 団 体	の区分		
1 政治団体	の名称	寒河江新風会		□ 政 党	の	支	党 部	□政治資金規正法 の 規 定 に よ	る政	治団体
2 主たる事務所	- の所在地	山形県寒河江市丸内2-4-2		□ 政 治	<b>資</b> 金	<b>注</b> 団	体 ———	☑そ の 他 の		
3 代 表 者 の	- )氏名 -	(姓) (名)   阿部 孝-		□ 2以上の都	『道府県の区		動区域	る 区 分 ☑ 同一の都道府県の	)区城内	
4 会計責任者	の氏名	(姓)   (名)     阿部   孝-			理団体の指定	どの有無		国会議員関係政		
事務担当者	(姓)	(名) ** # - 7		日本の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金				□ 政治資金規正法 第1号に係る国名 ☑ 政治資金規正法 第2号に係る国名	会議員関係 第19条の	系政治団体   > 7 第 1 項
(電話) —	阿部 023-646-6	美佐子 8888		(現職・候補者の別 資金管理団体の 出をした者の日	→ ○届 <sup>(姓)</sup>	(名)		第2号に係る国 公職の候補者 <sup>(対</sup> の 氏 名遠	ŧ)	(名) 利明
(電話)			<del> </del>					公職の種類衆		1393
(電話)								公職の候補者 <sup>(数</sup> の氏名(2人目)	ŧ)	(名)
								公職の種類 (現職・候補者の別) 		
								公職の候補者(対の氏名(3人目)	ŧ) 	(名)
								公職の種類 (現職・候補者の別) 		
				資金管理	埋団体の指定	定の期間		国会議員関係政? 特例の適	用期間	
						から まで				から まで
				(※複数の期間が	ぶある場合 2~	つめ以降の期	間)	(※複数の期間がある場	合2つめじ	人降の期間)

## 収支の状況

### 1 収支の総括表

収 入 総 額	22, 200
(前年からの繰越額)	22, 200
(本年の収入額)	0
支 出 総 額	11,000
翌年への繰越額	11, 200

### 2 収入項目別金額の内訳

(1) 1	固人の負担する党費又は会費	
金	額	0
員	数(党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附							
ア 寄附(イを除く。)の区分	金	額	備	考			
(ア) 個人からの寄附		(	O				
(うち特定寄附)			O				
(イ) 法人その他の団体からの寄附		(	0				
(ウ) 政治団体からの寄附		(	0				
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)		(	O				
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)			0				
イ 政党匿名寄附		(	0				
合 計 (ア + イ)			0				

その13)

#### 3 支出項目別金額の内訳

3 文出項目別金額の内訳								
(1) 支 出 の 総 括 表								
項目	金額	備	考					
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出						
1 経 常 経 費								
(1) 人 件 費	0	0						
(2) 光 熱 水 費	0	0						
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	0						
(4) 事 務 所 費	11,000	0						
小 計	11,000	0						
2 政 治 活 動 費								
(1)組織活動費	0	0						
(2) 選 挙 関 係 費	0	0						
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0						
ア機関紙誌の発行事業費	0	0						
イ 宣 伝 事 業 費	0	0						
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0						
エその他の事業費	0	0						
(4) 調 査 研 究 費	0	0						
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0						
(6) そ の 他 の 経 費	0	0						
小計	0	0						
合 計	11,000							

(その14)

	(2) 経常経費(人件費を除く。) の内訳			目 別 区 分	4. 事務所費		
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備考	
1	政治資金監査報酬	11, 000	R3/6/30	内海清人税理士事務所	山形県山形市南栄町2-9-8		
2							
3							
4							
5	-						
6							
7							
8							
9							
10							
11				·			
12							
13							
14							
15							
	その他の支出	0					

その他の支出0合計11,000

(その17)

# 資産等の状況

### 1 資産等の総括表

資産等の有無								
資産等の項目別区分	有	無	備	考				
ア 土 地		Ø						
イ建物		V						
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		V						
エ 取得の価額が100万円を超える動産		<b>I</b>						
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又 は 貯 金 ( 普 通 貯 金 を 除 く 。 )		Ø						
力 金 銭 信 託		V						
キ 有		V						
ク 出 資 に よ る 権 利		V	10.01					
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		D						
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		Ø						
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権 利		Ø						
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		Ø						

## 宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- ☑ 1 領収書等の写し
- □ 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- ☑ 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年 5月 31日

政治団体の名称 寒河江新風会

会計責任者の氏名 阿部

孝一學

代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

#### 政治資金監査報告 書

令和4年5月25日

寒河 江 新 代表 阿部 孝一

> 丸山正和 登録政治資金監查人 録 番 号 修修了年月日 5904 令和4年5月6日

#### 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき 寒河江新風会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期 間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支 出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。) について、 支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュ アル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の 作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書 等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告す
- ることにある。 (4) この政治資金監査は、原則として寒河江新風会の主たる事務所で行わなければならないとされているのであるが、当該事務所が手狭で作業スペースが十分にないため政 の措置が講じられていること等を勘案して、丸山正和税理士事務所(神奈川県川崎市 中原区下小田中3丁目25番15-204号)で政治資金監査を行った。

#### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。 (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿及び領収書等が 保存されていた。

なお、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書 に係る支出目的書を必要とする支出はなく、明細書、領収書等を徴し難かった支出の 明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会 議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員
- 関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。 (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった 支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

#### 業務制限 3

寒河江新風会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はな

また、寒河江新風会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間 においても、同様である。

以 上